

(資料提供)  
平成30年6月21日  
生活環境部生活安全課 担当：西山  
外線 076(225)1387  
県庁内線 3887

## 平成30年度石川県高齢者安全運転サポート事業費補助金について

高齢運転者の事故防止及び被害軽減に有効とされる、安全機能を搭載した安全運転サポート車（サポカー）の普及を図り、サポカーへの乗換えが進む環境の整備を図るため、サポカー新車購入時の補助制度を創設しました。

### 記

#### 1 制度の概要

##### (1) 対象となる方（次の全てを満たす方）

- ①県内に居住する満70歳以上の方
- ②非営利かつ自ら使用する目的で補助対象車両を購入した方
- ③県が指定する安全運転講習を受講した方
- ④自動車運転免許証（有効期限内）を保有する方
- ⑤任意自動車保険又は自動車共済に加入している方

##### (2) 補助対象車両（次の全ての機能を搭載した新車（サポカーSワイド））

- ①自動ブレーキ（対歩行者）
- ②車線逸脱警報（又はレーンキープアシスト）
- ③ペダル踏み間違い時加速抑制装置
- ④先進ライト

##### (3) 補助金額

3万円（定額）                      補助台数300台（先着順）

#### 2 申込期間等

平成30年6月20日以降に購入された新車が対象となります。

補助を希望される方は、購入契約後に仮申請書を自動車販売店を経由して県に提出してください。その後、新車登録、安全運転講習を受講の上、本申請（交付申請書兼実績報告書の提出）を行ってください。

#### 3 その他

詳細については、下記ホームページ及び県生活安全課までお問合せください。  
石川県ホームページ「高齢者安全運転サポート車の購入に対する助成について」

# 県内在住の満70歳以上のドライバー対象

## 安全運転サポート車 購入費補助金

安全機能を搭載した安全運転サポート車の普及を図り、乗換えが進む環境を整備します。

平成30年  
6月20日から  
スタート

申請総額が予算額に達した段階で受付を終了しますので、ご了承ください。

### 対象となる方

次の全てを満たす方

- ① 県内にお住まいの満70歳以上の方（今年度内に70歳に達する方）
- ② 石川県安全運転研修所等で開催される安全運転講習を受講された方（より一層の安全運転のため、受講を条件とします。）

### 補助対象となる車両

次の全ての機能を装備した新車(サポカーSワイド)

#### ○自動ブレーキ（対歩行者）



レーダー等により前方の歩行者を検知し、衝突の危険がある場合は自動でブレーキをさせる等するもの

#### ○車線逸脱警報（レーンキープアシスト含む）



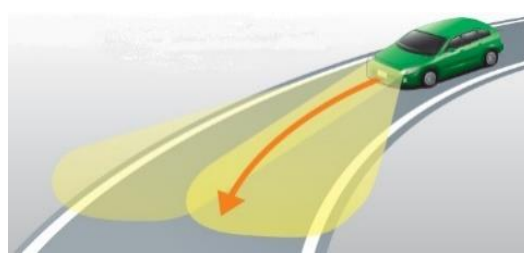
車載カメラにより車線を検知し、車線逸脱のおそれがある場合に、運転者に警報するもの

#### ○ペダル踏み間違い時加速抑制装置



レーダー等で前方又は後方に障害物を検知した状態でアクセルを急激に踏み込んだ場合にエンジン出力を抑えることで、急加速を防止するもの

#### ○先進ライト



先行車や対向車を検知し、自動でハイビームとロービームの切替え等を行うもの

# 定額 3万円を 300台に補助します(先着順)

注1) 申請方法などの詳細は、裏面をご覧ください。

注2) 補助金の申請に当たり提出いただいた個人情報、この事業以外の目的で使用しません。

お問合せ／石川県生活環境部生活安全課（電話076-225-1387）

# 補助金の申請から交付までの流れ

①安全運転サポート車を自動車販売店で注文(売買契約)します。

これに併せて、補助金交付仮申請書を自動車販売店に提出してください。

②下記の安全運転講習のうちいずれかを受講してください。

＜対象となる安全運転講習＞ ※自己負担となります(要予約)。

講習名	実施機関等	料金
適性診断 (一般診断)	NASVA(ナスバ)石川支所 (tel 076-239-3207) 金沢市直江東1-2 七尾自動車学校 (tel 0120-025-770) 七尾市古府町南谷21 加南自動車学校 (tel 0761-22-8816) 小松市今江町ち94-1	2,300～ 3,800円
リフレッシュコース (CRT運転適性検査を選択ください)	石川県安全運転研修所 (tel 076-237-2735) 金沢市東蚊爪町2-1	3,490円
実車走行・運転適性検査	7/21(土) 奥能登総合事務所 ほか (※8名限り。お申込みは生活安全課まで (tel 076-225-1387) 【先着順】)	3,000円

③補助金交付申請書兼実績報告書を自動車販売店に提出してください。

## 【添付書類】

- ①安全運転サポート車販売証明書(販売店に記入を依頼してください。)
- ②債権者登録申出書(振込口座を指定する書類です。)
- ③住民票(マイナンバーが記載されていないもの)又は印鑑証明書の写し
- ④自動車検査証の写し
- ⑤任意自動車保険加入証書又は自動車共済加入証書の写し
- ⑥暴力団排除に係る誓約書
- ⑦安全運転講習の受講を証明できる書類(受講時の領収書の写し等)

④「補助金交付決定通知書」が郵送されます。

(1～2か月)

⑤補助金(3万円)が指定口座に振り込まれます。

【注意】補助金を受けて取得した自動車を登録(検査届出)日から1年以内に譲渡・転売した場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。